

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

目的

- ・健診等により、障がいや発達に課題のある子どもの早期発見を図るとともに、程度に応じた適切な支援や療育を実施する。
- ・一人一人の障がいの特性や教育的ニーズを把握し、その子どもの持てる力を高めるよう、教育内容の充実と教職員のスキルアップを図る。
- ・障がいのある人が、地域に応じた生きがいを持ち、ゆとりや潤いのある生活を送るため、関係機関や各種事業所等とのネットワークづくりや雇用について理解の普及啓発、相談会を実施する。



成果

- ・就学前の時期については保健部局、福祉部局、教育部局の関係機関が連携し、発達段階に応じた支援が受けられる体制を強化した。
- ・学齢期については、小中学校への就学時に保護者を交えた引き継ぎ会を実施し、良い支援を引き継ぎ、スムーズにスタートを切り、学校生活が送れるよう関係機関が連携した。
- ・就労に向けて、関係機関や事業所で情報交換し、それぞれの関係性を深めることができた。また、相談会等で周知を図り、雇用についての知識を普及した。
- ・年齢に応じた途切れのない支援を目指し、関係機関での更なるネットワークづくりを行っていきたい。

事業内容

- ・乳幼児健診や子育て支援センター、認定こども園の巡回訪問を実施し発達に課題のある子を早期に必要な支援へつなぐ。
- ・保護者向けの講座を行い、子どもの成長発達や適切な関わり方を学ぶ機会とし保護者同士の交流を促進。
- ・サポートブックを所持している幼児、児童は小中学校へ就学の際に引き継ぎ会を実施し必要な支援を継続する。
- ・個別の教育支援計画を作成し、進級、進学の際にその内容が適切に引き継がれる仕組みの整備。
- ・地域自立支援協議会において労働関係機関や事業所等との情報交換と福祉相談会による相談窓口の提供。
- ・研修会や講演会を行い発達障害に対する知識の普及啓発。
- ・相談窓口や支援体制等を記載したチラシを作成し、配布。
- ・療育システム体制の構築を図るため、療育システム推進委員会での意見交流の実施。

